

No	地名地番	地目		面積（㎡）	除外後の用途	除外の理由		根拠法令
		台帳	現況			除外の要件	該当理由	
1	・大字日滝字寺窪2930番 ・大字日滝字寺窪2932番1 ・大字日滝字寺窪2933番	畑	畑	598.00	地域密着型認知症グループホームの建築	非代替性（第1号）	既存施設に隣接し、かつ関連する事業を実施する計画であることから非代替性を満たすと判断する。	法第13条第2項該当
				676.00		地域計画の達成支障（第2号）	地域計画区域内に該当していないため、地域計画の達成に支障はないと判断する。	
				1,120.00		土地利用への支障軽微（第3号）	除外しようとする農地は集落の縁辺部に接続し、既存施設との一体化が見込めるため、支障は軽微と判断する。	
						利用集積への支障軽微（第4号）	農用地利用集積計画に該当していないため、支障を及ぼすおそれはないと判断する。	
						施設機能への支障軽微（第5号）	灌水施設が存在するが、灌水を管理する日滝原土地改良区との協議が整っており、本年の作物収穫後に撤去する予定である。また、農業用排水路への土砂等の流入による水質汚濁は一切ないため、周辺農地への支障を及ぼすおそれはないと判断する。	
						土地改良事業の状況（第6号）	同号に基づき規定される土地改良事業等の施工から8年経過した土地である。	